

平成26年4月1日スタート

ふくおか法律事務所 関泰宏弁護士による業務相談のお知らせ

宅建協会では、会員及び会員が紹介するオーナー等を対象にふくおか法律事務所の関泰宏弁護士による無料業務相談を実施します。

利用上の注意事項

- ①本会会員及び本会会員が紹介するオーナー等が利用できます。但し、オーナー等が利用する場合は本会会員が同行することを条件とします。
- ②相談内容は不動産取引に係る法律的な諸問題に限定します。但し、会員間紛争についてのご相談・訴訟業務の依頼等はありません。
- ③業務相談はふくおか法律事務所における面談に限定し、電話・ファックス・メール・手紙等による相談は実施しません。また、事前に面談の予約が必要となります。
- ④初回の法律相談は無料とします。但し、相談時間は60分を上限とし、同一事案の2回目以降の法律相談は有料とします。
- ⑤相談者が示談交渉業務又は訴訟業務を依頼する場合には、相談者と関弁護士が協議して受任条件を決定するものとし、本会はこれに関与しません。また、関弁護士は相談者との受任条件について合意に至らない場合は受任を拒絶することができます。
- ⑥相談者が関弁護士に対し未収賃料の回収等の督促状の作成及び発送を依頼する場合の費用は、別紙によるものとし、内容証明郵便発送費用等の実費は別途会員が負担するものとし、また、督促状発送後の債務者との交渉は相談者が行うものとし、本会及び関弁護士はこれに関わらないものとし、
- ⑦訴訟中及び調停中の事案についての相談は行うことができません。また、宅地建物取引業法第64条の5第1項の規定に基づく苦情を申し出た相談及び同法第64条の8第2項の規定に基づく認証を申し出た相談は行うことができません。
- ⑧相談中の録音・撮影は一切禁じます。
- ⑨回答の利用等については、相談者が自己責任において利用するものとし、利用によって相談者又は第三者に生じたいかなる損害についても本会及び関弁護士は一切責任を負いません。

※内容証明郵便の申込表は下記会員サイトからダウンロードしてください。  
<<https://www.f-takken.com/member/>>

お問合せ先  
ふくおか法律事務所  
福岡市中央区赤坂1丁目15番1号  
弁護士 関泰宏  
TEL : 092-781-7103  
FAX : 092-713-1870